

広島県告示第六百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によつて、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十一年七月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

事業者の 名 称	主たる事務所 の 所 在 地	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定年月日
有限会社第一介 護サービス	呉市広古新開四丁目 二番一四号	第一介護サービス	呉市広古新開四丁 目二番一四号	平成二二年三 月一日
医療法人社団永 楽会	呉市中央二丁目六番 二〇号	介護老人保健施設 メデイケア・くれ	呉市中央二丁目六 番二〇号	平成二二年五 月一日
尾道市立市民病 院附属瀬戸田診 療所	尾道市瀬戸田町中野 四〇〇番地	尾道市立市民病院 附属瀬戸田診療所	尾道市瀬戸田町中 野四〇〇番地	平成二二年四 月一日
社会福祉法人 広谷福祉会	府中市広谷町三九一 番地	セイフティー信和 小規模多機能型居 宅介護事業所	府中市中須町一〇 六五番地一四	平成二二年六 月一日
社会福祉法人広 島新生会	東広島市八本松町原 一一七一番一号	介護老人保健施設 もみじ園	東広島市黒瀬町乃 美尾五五五番一号	平成二二年四 月一日
社会福祉法人広 島新生会	東広島市八本松町原 一一七一番一号	デイサービスセン ターさくら園	東広島市黒瀬町乃 美尾五五五番一号	平成二二年四 月一日
社会福祉法人広 島新生会	東広島市八本松町原 一一七一番一号	短期入所生活介護 事業所さくら園	東広島市黒瀬町乃 美尾五五五番一号	平成二二年四 月一日
医療法人ハート フル	廿日市市陽光台五丁 目九番	アマノリハビリ テーション病院	廿日市市陽光台五 丁目九番	平成二二年五 月一四日